

国民年金のお知らせ

年金手帳

国民年金の加入手続きが終わると、年金手帳が交付されます。年金手帳は、年金を受け取る時や相談を行う時の本人確認として大切なものです。一生使用しますので、ご自身で大切に保管してください。

Q. 年金手帳の紛失や破損して再交付したいときは？

A. 被保険者ごとに手続きする場所が異なります。

	再交付の手続き先
第1号被保険者	住所地の市区町村役場、又は住所地の年金事務所
第2号被保険者	事業所の所在地の管轄する年金事務所（事業主経由でも可能）
第3号被保険者	配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所



Q. 年金手帳の色が2種類あるのはなぜ？

A. 昭和49年から平成8年までに公布された手帳は「オレンジ」、平成9年以降は「青色」へ変わりました。

★今年度最後の年金相談日のお知らせ★

12月6日（木）

場所 福島町役場

時間 午前10時～12時・午後1時～3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、12月3日（月）正午までに、下記の内容を町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

- ・氏名
- ・基礎年金番号
- ・住所
- ・相談したい内容
- ・年齢
- ・配偶者の有無
- ・日中に連絡のとれる電話番号

（年金事務所から内容確認のため、連絡する可能性があります）

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 0139-47-4681(直通)
函館年金事務所 ☎ 0138-82-8001